

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

※ 以下「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいい、「現行規則」とは、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）をいう。

1. 改正の概要

(1) 廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、当該廃棄物処理施設の処理能力等を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない（法第 9 条第 1 項及び第 15 条の 2 の 5 第 1 項）。

許可を要しない軽微な変更は、当該変更によって処理能力が 10%以上変更されるに至るものなどの要件のいずれにも該当しない変更とする（現行規則第 5 条の 2 及び第 12 条の 8）。

変更の許可を要する事項のうち、「当該変更によって処理能力が 10%以上変更されるに至るもの」とあるのを、「当該変更によって処理能力が 10%以上増加するもの」に改める。

(2) 廃棄物の輸出確認及び輸入許可に係る事務における地方環境事務所への権限の委任

この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる（法第 24 条の 5）。

法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない（現行規則第 20 条）。

一の二 法第 10 条第 1 項に規定する権限（同項の確認に係る第 6 条の 27 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号から第 10 号までに掲げる事項が、過去になされた法第 10 条第 1 項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）

二 法第 15 条の 4 の 5 第 1 項及び第 4 項に規定する権限（法第 15 条の 4 の 5 第 1 項の許可に係る第 12 条の 12 の 20 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる事項が、過去になされた法第 15 条の 4 の 5 第 1 項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る。）

三 法第 15 条の 4 の 7 第 1 項において読み替えて準用する法第 10 条第 1 項に規定する権限（同項の確認に係る第 12 条の 12 の 25 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号から第 10 号までに掲げる事項が、過去になされた法第 15 条の 4 の 7 第 1 項において読み替えて準用する法第 10 条第 1 項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）

第20条第1の2号中「第1号、」を削除し、「第7号」を「第8号」に改め、同条第2号中「第1号、」及び「第4号、」を削除し、同条第3号中「第1号、」を削除し、「第7号」を「第8号」に改める。

2. 今後の予定

施行日：平成23年4月1日